

## 「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社 アイ・キャン
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>・当社は、山口県西部地域(主に岩国市等)において、地域の情報格差是正、特に過疎地域のブロードバンド化を推進し、エリア全域のお客様に高度な放送・情報通信サービスをご利用いただくことを目的に、放送および通信設備の構築を積極的に実施しているところです。</p> <p>・特に伝送路設備については、サービスの性質上、面的な構築が前提となるため莫大な投資が必要となり、維持メンテナンスコストも相応に発生するため、投資に対するコスト回収は非常に難しい状況となっています。しかしながら情報格差是正を前提として整備している関係もあり、都市部と同一価格によるサービス提供を維持しております。</p> <p>・今般、「光の道」構想として、2015年までに100%ユーザに光サービスの提供が可能となるブロードバンド基盤を整備するとされていますが、この100%の定義について、CATV事業者のみが光を敷設されているエリアについても整備を計画されるのでしょうか。不採算性地域に二重の光が敷設されると双方の事業そのものが成り立たなくなると思われます。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>・仮にNTT東西からアクセス設備を切り離して設立されたNTT光アクセス会社が、NTT光未整備エリアにおいて、コスト効率性を度外視し、ユニバーサルサービスとして光アクセスを構築し事業展開するとすれば、NTTが投資効率等を考慮して光を整備しないエリア等に、補助金等のスキームも活用しながら独自にインフラ整備を行ってきた当社への影響は計り知れません。既に当社が光ファイバの整備を行った地域にまで、さらにユニバーサルサービスとして整備することは、今までの政策との矛盾を感じます。・さらには、全国一律のインフラ整備を課せられたNTT光アクセス会社の設備投資コストが、健全な競争原理に基づかないことにより非効率なものとなり、発生した非効率なコストがユニバーサル基金等の形により国民に転嫁されるようなこととなった場合は、徒にユーザの負担を増大させる懸念があります。・なお、このような事業領域侵害の懸念や、ユーザ負担増大の懸念については、全国の各地域において、地域に根差して事業運営を行う各CATV事業者等に、総じて当て嵌まる懸念であると考えております。・むしろ、政策としては、“利用率30%をいかに100%に引き上げるか”に力点を置くべきであると考えます。現に地方においては、光等の伝送路設備の整備もさることながら、整備したインフラを用いて提供される高速・大容量のブロードバンドを地域</p>

活性化のためにいかに活用していくのかが、明確になっているとは言いがたい面があります。少子化・過疎化が進む地域において、電子政府や医療・教育等の面における規制改革等により、ブロードバンドを利用するための社会インフラを早期に構築する必要があることに加え、一段と高齢化が進んでいく状況の中、誰でも操作可能な端末インタフェースの実現やPCの更なる価格低廉化など、実施すべき課題は多々あると認識しております。これら諸課題に明確な道筋を付け、ブロードバンド需要を喚起することにより、インフラ構築のインセンティブを民間部門に担保することこそが、ブロードバンド環境の発展のためには最重要の事項であり、政府に期待されるべき内容であると確信しております。